

「中華人民共和国不正競争防止法(改正草案意見募集稿)」に関する説明

公正な競争は市場経済の基本原則であり、市場メカニズムが効率的に運営されるための重要な基盤でもある。中国共産党中央委員会・国務院は、不正競争防止業務を非常に重視しており、習近平総書記は、繰り返し重要な指示を出し、「公正競争政策の実施を徹底的に推進し、独占禁止・不正競争防止を強化し、関連法制度の整備を加速し、独占禁止法・不正競争防止法の改正を促進する」ことを強調している。中国共産党第20回党大会の報告書においても、「公正競争など市場経済の基本制度を改善し、ビジネス環境を最適化し、不正競争防止を強化する」ことが強調されている。中国共産党中央委員会・国務院の決定と配置を徹底的に実施し、公正な競争制度をさらに改善するため、「2022年の国務院の立法業務計画」の配置に従って、市場監督管理総局は「中華人民共和国不正競争防止法(改正草案意見募集稿)」(以下、「改正草案」という)を起草した。以下の通り説明する。

一、改正の必要性

不正競争防止法は、1993年に正式に施行されており、2017年と2019年の2回にわたって改正されている。市場での競争行為を規制する基本法として、公正競争の市場環境を作り、事業者と消費者の合法的な権益を保護する上で非常に重要な役割を担っている。

新しい経済、新しい業態、新しいモデルの続出により、データ、アルゴリズム、プラットフォームのルールを利用した新しいタイプの不正競争の規制が急務となっている。2022年3月、中国共産党中央委員会・国務院は、「全国統一大市場の建設加速に関する意見」を発表し、効率的で規範化された、公正競争のできる、完全に開放された「全国統一大市場」の建設を提唱した。また、意見では、独占禁止法及び不正競争防止法の改正を加速し、市場主体や消費者が強く関心を寄せる重点産業・分野に対して全チェーンにわたる競争関連の監督・法執行を強化し、公平な監督管理によって公正な競争を確保すること、プラットフォーム経済やシェアリング経済などの新しい業態分野における不正競争行為の規制を強化し、インターネットのブラック産業及びグレー産業チェーンを是正し、インターネット上の新しいタイプの不正競争を管理することを求め、不正競争防止の立法・法執行業務についての明確な指針を示している。また、実務においては、不正競争防止に関するいくつかの際立った未解決の問題があり、さらなる検討と規制が必要であり、不正競争防止法と他の法律の一部の規定との間の矛盾や競合についても、さらなる検討と解決を図る必要がある。

二、改正プロセス

市場監督管理総局は、2021年12月に不正競争防止法の改正に着手した。不正競争防止法改正業務指導者グループが設立され、改正業務を統一的に推進し、綿密に検討した。不正競争防止業務の実務を総合的に整理・総括し、海外の立法経験を調査・参照し、現場の市場監

督管理部門と不正競争防止部門の合同会議のメンバー及び関連部門の意見を十分に聴取した上で、改正草案の初稿を作成した。その後、関係する専門家、学者、地方市場監督管理部門、業界企業を招き、改正草案を条文ごとに討論し、各方面の意見を十分に取り入れ、さらに修正・改善を加え、改正草案意見募集稿を策定した。

三、主な改正内容

(一) デジタル経済における不正競争防止ルールを改善し、新しい経済、新しい業態、新しいモデルの発展における競争秩序攪乱行為に対するガバナンスを規制した。改正草案では、デジタル経済分野における競争行為の特徴を考慮し、データの取得・利用における不正競争や、アルゴリズムを利用して行う不正競争行為、及びオープンな共有の妨害などインターネット上の新型の不正競争行為について詳細な規定を設けている。同時に、デジタル経済分野における不正競争行為の判断の複雑さを考慮し、ある行為が不正競争に該当するかどうかを判断する際に考慮すべき要素を定め、制度の予測の可能性と法執行の標準化を高めた。また、プラットフォーム事業者の責任として競争コンプライアンス管理の強化を定め、不正競争防止に関する社会的ガバナンスを推進した。

(二) 監督管理・法執行の実務における際立った未解決の問題や、既存の不正競争行為の可視化を補完し改善した。第一に、商業的混同に関する規定を改善した。即ち、法執行実務のニーズを考慮し、個人メディア名やアプリケーションソフトウェア名などを追加して商業的混同を構成する標識の種類を補足した。また、混同商品の販売及び混同行為の実施に便宜を図ることを規制範囲に盛り込み、主観的故意を区別して対応する法的責任を設定した。第二に、商業賄賂の規定の中で賄賂の受け取りを禁止した。第三に、虚偽宣伝に関する規定を細分化し、商業広告の行為の類型を説明し、法執行実務において商業宣伝と広告を区別するための参考を提供した。また、虚偽宣伝の組織や幫助行為の取り締まりを強化し、虚偽取引、架空評価などの方法による他の事業者の虚偽宣伝への幫助を明確に禁止した。第四に、営業秘密の保護を強化した。営業秘密の自己保護、行政保護、司法保護を一体化した健全な営業秘密保護システムの確立を国が推進することを規定した。第五に、商業的な名誉毀損を他人に実施させる行為を規制対象に組み込んだ。

(三) 法的空白を埋め、新しいタイプの不正競争行為を追加した。第一に、公正な取引を阻害する行為を追加し、中小規模の市場主体の合法的な権益の保護を強化した。現在の監督管理実務に見られるように、相対的な優勢地位を有する市場主体は、違法な利益を獲得し、あるいは競争上の優位性を不当に拡大するために、相手方特に中小企業やプラットフォーム内の事業者などの市場主体の事業活動に対して不当な制限を実施したり不当な条件を付加したりして、中小企業の起業や経営に困難をもたらし、市場の公正な競争秩序を著しく乱し、起業や革新を妨げている。草案では、公正な取引を損なう典型的な行為を類型化し、「二者択一」「抱き合わせ販売の強要」など6種類を列挙するとともに、「相対的に優勢な地位」

の判断方法について附則で指針を示した。第二に、悪意のある取引行為を新たに追加した。故意により悪意のある取引を実施し、他の事業者が関連規則により処罰されるように仕向けることで、他の事業者の正常な経営を妨害し、破壊する行為をまとめて列挙し、禁止した。

(四) 不正競争防止強化の要請に応じ、法的責任の所在を明確にした。第一に、公正取引の阻害、悪意ある取引の実施及びインターネット上の新しいタイプの不正競争行為など新規違法行為に対して、相応の罰則を設けた。第二に、一部の違反行為に対する法的責任を強化した。他人が混同行為を行うことを知り又は知るべきでありながら、混同商品を販売し、又は故意に混同行為の実施に便宜を図り、他人の混同行為を幫助した場合の行政処罰を設定した。商業贈収賄における賄賂受け取り行為の罰則を強化した。第三に、違法行為に対する罰則の限度額を科学的に調整した。法執行実務の必要に応じて、過失と同等の罰則を確保するために、虚偽宣伝の罰則の下限を引き下げた。同時に、インターネット上の公正取引阻害行為及び不正競争行為のうち、情状が特に悪質で、性質が特に悪く、公正な競争秩序又は社会公共利益を著しく損なった行為に対する取り締まりを一層強化した。

出所：国家市場監督管理総局ウェブサイト：

https://www.samr.gov.cn/hd/zjdc/202211/t20221121_351812.html

※本資料はジェトロが政府公表資料に基づき独自に作成した翻訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保証するものではないことを予めご了承下さい。